



法廷では、証拠を調べます。書類の証拠取り調べや、証人の尋問などを行います。証拠もモニターで見ることができるようになっています。



裁判員はこの席で裁判に参加します。尋問では裁判長に申し出れば、直接質問をすることもできます。

それでは、裁判員制度の裁判のシミュレーションを行ってみましょう。

冒頭手続

検察官が起訴状を読み上げます。

公訴事実

被告人は、A(氏名)が所有し、現に住んでいるB(住所)所在の木造モルタルトタン葺き2階建て住居に放火しようと企て、平成〇〇年7月1日午後8時ごろ、同住居の中に侵入した上、その6畳間北側隅に積まれた段ボールに簡易ライターで火を放ち、同住居の柱等に燃え移らせ、その結果同住居1階部分約0.7平方メートルを焼損したものである。

被告人は「放火はしていない。その日の8時ごろは家にいた」と述べ、弁護人は「被告人は自宅におり、犯行に関与していないため無罪」と主張。

この意見により、被告人が放火の犯人かどうか争点となります。

証拠調べ手続

(冒頭陳述)

検察官は、犯人は玄関の横にある窓を割り、鍵を開けて侵入し放火したと説明。

こんが検査時にすり替わることは無い」と証言しました。その他にも、被告人の職場の同僚が「被告人は職場で負傷したことは知らなかった」と証言しました。

(被告人質問)

検察官と弁護人による質問です。2週間前にAから殴られた話。その際出血しドアノブに血こんがついたと思っっていると供述。手の負傷は、火事の日職場で負傷したと述べました。

弁論手続

検察官は、「懲役6年」を求刑。弁護人は、犯人と認めるには合理的な疑いがあるから「無罪」であると述べました。

最後に被告人が「私は放火などしていないので、公正な判断をお願いします」と述べました(最終陳述)。これで審理は終わります。

評議

被告人が放火を行ったかどうかを議論します。ある裁判員が、ドアノブの血こんも被告人の血こんだし、被告人が犯人で間違いないと意見を述べました。他の裁判員からも「血こんは2週間前のもではないか」「証人を信用してよいのだろうか」などの意見が出ました。

その後、裁判長から問題を整理し

そして被告人が犯人と認められる事情として①玄関ドアノブに血こんを発見。被告人のDNAと一致した。②被告人は、左手に5カ所の切り傷があったことを捜査報告書で証明。の2つをあげました。

弁護人は、①負傷は職場でのものである。②ドアノブの血こんは2週間前にAに殴られた際に付着したものであると説明。疑いが残るので無罪にすべきと述べました。

その後、裁判長から①血こんは被告人のものか。②血こんが被告人のものであっても2週間前の血こんかどうか。が争点であると告げられました。

(書証の取り調べ)

検察官が、実況見分調書を読み上げ、A宅の見取り図やドアノブの写真などをモニターに映しました。また鑑定書を読み上げ、血こんのDNAが一致したこと、また違う人間でDNAが一致することは4兆7千億人に一人しかないとのことでした。

その後、評議室に移動し裁判官と裁判員で疑問点などを確認しました。裁判長が、ドアノブの血こんが新しいのか古いのかを中心に話を聞くと述べました。

(証人尋問)

警察官である証人が、現場検証時に「血こんは鮮やかな色で新しかった」「血

ましよう」と提案があり、順番に議論しました。

結果「血こんは被告人のものである」「血こんも新しいものである」ということで間違いないとなり、被告人が犯人であると全員の意見が一致しました。

次にどのような刑にするかの議論を行い、判決の内容を全員で確認し、法廷に向かいました。

判決宣告

法廷に戻り、裁判長が判決を宣告しました。

これで裁判員の仕事は終わります。お疲れ様でした。

裁判員裁判の対象事件は、・殺人・強盗致死傷・現住建造物等放火・身代金目的誘拐・危険運転致死・傷害致死・保護責任者遺棄致死 などです。

ちょっと待ってください。危険運転致死は、飲酒運転でも起こりえるもの。お酒と上手に付き合わないと、自分が裁判の被告人になることだってあるはずですよ。

6月には道路交通法が改正され、罰則や処分が強化されています。せっかくならば、この機会に一緒に考えてみましょう。

飲酒運転の怖さを、そしてその奥底にある悲しみを。